

Title	18世紀イギリス経験論と経済学(3) : A.スマス『道徳感情論』案内
Author	白銀, 久紀
Citation	経済学雑誌. 別冊. 103巻2号
Issue Date	2002-10
ISSN	0451-6281
Type	Learning Material
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

18世紀イギリス経験論と経済学（3）

—A. スミス『道徳感情論』案内—

白 銀 久 紀

前々稿と前稿（『経済学雑誌』第102巻別冊・後期、2001年10月および『経済学雑誌』第103巻別冊・前期、2002年4月）において、D. ヒュームを中心とする18世紀イギリス経験論の素描が与えられた。そこでは、アダム・スミス及びスミスの『道徳感情論』（以下、TMS= *The Theory of Moral Sentiments* と略記することがある）に言及はなされてはいるものの、それはD. ヒュームとの関連、イギリス経験論との関連においてのことであり、それ自体論じられたわけではなかった。

本稿及び以降の続稿では、スミスの『道徳感情論』を主たる対象として、「18世紀イギリス経験論と経済学」という主題を考察していくことにする。本稿は『道徳感情論』の最も基本的で最も特徴的な論点を論じることによって同書の案内たることを意図している。スミスは同書を sympathy (共感) によって開始させているが、この共感は、すでに前稿で述べたように（43ページ左）、観察者が主たる当事者 (a person mainly concerned) の立場に想像力によって立ってみて、どこまで当事者についてゆける (go along with) かどうかということ、さらにはそれによって当事者の行為を判断するということであった。われわれもスミスに倣って、スミスの著した『道徳感情論』についてゆくことにする。はたしてどこまでについてゆけるであろうか。それを見極めることによってはじめて、われわれはスミスの本著作の経済学との関係を判定することができるうことになるだろう。

[I] スミスの sympathy (共感) という用語自体はスミスの独創ではない。同時代の D. ヒュームもハチソンもこの用語を使って議論を開いているし、J=J. ルソーも、*pitié* という別の用語ではあるがほぼ sympathy に意味が重なる用語を使って自説の柱のひとつとしている。スミスの「現代」にあっては、道徳を語るにさいして sympathy ないしそれに相応する用語を使用することが普く採られていたといったほうがよいかもしない。

スミスの独創は、sympathy という用語を同時代の論者とはまったく異なる文脈で使っていること、さらにそのような使用法によって sympathy に独自の意味を与えていていることがある。スミスの sympathy は、個人と個人との間に成り立っている感情の共有 (compassion) によって正義や公正などの道徳を基礎づけるといった D. ヒュームが設定する文脈では、さほど大きな役割を果たさない。この文脈にあって sympathy は、行為の当事者が対象から受けとる感覚に起因して抱く感情が主役であって、それを観察する者 (spectator) の感情は脇役に押しやられている。これに対してスミスは主客を顛倒させる。すなわち、主役はどこまでも観察者であって、行為の当事者ではない。たとえ当事者自らの行為が観察の対象となるとしても¹⁾、そのなのであり、行為の当事者が他方で

1) 「道徳感情論」では、観察者と当事者が主たる登場人物である。当事者は、例えば傷害の加害者と被害者のように複数化するが、その場ノ

想像上の観察者となって自らの行為を判断するのである。このように変更された配役において、sympathy の意味は、当事者の抱く感情を直接判断・評価する基準となるという事態から、観察者が「どのようにして」他人である（あるいは自己については他人と看なした）当事者の行為を判断・評価するのかという機能様式へと変容している。例えば、ヒューム『人性論』では sympathy は「感情ないし情緒 (sentiment or passion) の伝達」²⁾ と定義され、次のように説明されている。

「当該人物（当事者のこと一引用者）と私がいかなる主題について判定するにせよ、我々に無関係な人物について判定するにせよ、私自身の性格を判定するにせよ、当該人物に対する私の共感の力は等しい。当該人物の値打ちに関する本人自身の心持ちすら、この人物に対する私の考えをして、この人物が自分自身を眺める見方と同様ならしめるのである。」³⁾

ヒュームにあっては、あくまでも主役は当事者（「当該人物」）である。当事者がある対象物、

丶合も観察者がどちらの当事者に注目するかによって、主たる当事者が定まってくる。このような当事者の行為の適宜性の判断、さらには当該行為の功罪の判断がなされるのが共感の第1段階である。

共感の第2段階は、「われわれ自身の諸感情と行動に関するわれわれの判断」（第3部標題の一部）である。ここでは第1段階の観察者が同時に当事者になる、あるいは当事者が自身の観察者になる。このようなことが可能となるのは、観察者は想像 (imagination) の中でのみ当事者の立場に立つのであり、なつかつ当事者の情緒・感情とは完全には一致しないとされて、両者は全く別次元の別人格であるからである。

2) David Hume, *A Treatise of Human Nature*, 1739, Cambridge U. P. ed. by D. F. Norton and M. J. Norton 大槻春彦訳「人性論」, 1948, 岩波文庫(四), 209ページ。

3) ibid, p. 378 同上書(四), 210ページ。

ある人物に対して、感覚を通じて抱くに至る、情緒 (passion) がまず存在する。この当事者の情緒が観察者たる「私」に伝達される。その結果、当事者と観察者は同一のある情緒を共有する (compassion)。値打ちのような当事者の行為の道徳的判断においても、観察者は当事者が「自分自身を眺める見方と同様」に判断する。共感の意味するところも、「等しい」伝達能力にある。

スミスは、当事者と観察者の関係の主客を顛倒する。主役は観察者となり、ヒュームの想定する事態はスミスの文脈では以下のように翻案できるであろう⁴⁾。

いかなる主題について判定するにせよ、観察者である私が、当事者の情緒の表現である行為を共感し得るか否かが重要である。観察者に無関係な人物についてその行為を判定することはほとんど不可能である。なぜならば、無関係な人物の感情 (sentiment) についてゆくことは極めて困難だからである⁵⁾。観察者である私自身の性格を表現していると想われる私自身の行為を判定するには、私自身が想像力によって観察者の立場に立ってみなければならない。このように私の共感の力は不均質である。というのも、私がその感情についてゆく当事者（私自身が当事者であることを除外しない）の行為は私にとって不均質に関わっ

4) スミスはヒュームから多くを負っているが、直接ヒュームに言及した文章は極めて少ない。ここでもスミスがヒュームに直接関説しているわけではない。筆者が、スミスがもし引用されたヒュームの文章にコメントをつけるとすればこうなるであろう、と想定して記した文章である。

5) 無関係な (indifferent) な人物あるいは人間はスミスの議論には入り難い。なるほどスミスは人間は人間にに対する同胞感情 (fellow-feelings) を強調する。しかし、感覚を通じてわれわれが経験できる情緒・感情の主でなければわれわれの関心をひかない。

ているからである。観察者の値打に関する本人自身の感情（sentiments）は観察者が他の当事者を「眺める見方と同様」に「自分自身」を眺める。

さて、このようなスミスによる顛倒、すなわち観察者の主役化⁶⁾はどのようにして可能となったのであろうか。スミスの考えによれば、人が共感するということは共感する対象たる人物の情緒（passions）・感情（sentiments）を道徳的に判断するにさいしての尺度（measur）ともなっている。人間は人間によってのみ判断され、人間の資質・能力は人間の資質・能力によってのみ判断される。「ある人間のもつ能力はすべて、その人間が他の人間における類似の能力を判断するさいの尺度である」⁷⁾ 人間の行為に表された情緒・感情は人間の感情によってのみ判断され、それ以外の判断様式はない。ある行為を是認するか否認するかのこの判断をスミスは道徳感情（moral sentiments）と呼び、人の情緒・感情にどこまで、どれだけ速やかについてゆけるかは人の情緒・感情の尺度であるといってよいであろう。

共感がある人間の情感・感情を尺度するものであるならば、その「正確かつ明確な尺度（the precise and distinct measure）」⁸⁾はどのよ

うなものと考えられるであろうか。D. ヒュームとは対照的に、観察者が想像によって当事者の立場に立ってその情緒・感情についてゆくことを基礎とするスミスの共感論では、観察者の共感的なフィーリング（the sympathetic feelings）のなかに、そのなかにのみ存在する。ある人間の、当事者の意向（affections）とそれにもとづく行為の適宜性（propriety）を判断する観察者は理論のうえではどのような観察者でなければならないであろうか。スミスの最終的な性格づけは「公平で事情に精通した観察者（the impartial and well-informed spectator）」⁹⁾ というものである。

この最終的な観察者に至るまでにスミスは、「観察者」→「公平な観察者」→「公平で事情に精通した観察者」という経路で議論を進めている¹⁰⁾。この議論の経過はたんに理論的な展開というよりも、むしろ「尺度」がより完全な「尺度」になってゆく観察者の経験の深まり、それを適確に示す経験の場の順次的設定であると考えられる¹¹⁾。

9) AS, TMS, p. 294, 同上書, 365ページ。

10) A. L. Macfie, *The Individual in Society, Papers on Adam Smith*, 1967, pp. 84-89 舟橋・天羽・水田訳『社会における個人』, 1972, ミネルヴァ書房, 114~119ページ参照。マクフィーはここで、スミスの「尺度」が何でなかったかを以下の5点にまとめている。①「それは効用でなかった」(P. 84, 114ページ)。②「その「尺度」は、行為者の仁愛（benevolence）に比例的に対応するものではない」(p. 84, 115ページ)。③「スミスの「尺度」は、理性だけではない」(pp. 85-86, 116ページ)。④スミスは、本能、性向、効用など「直観」による「解釈を拒否した」(pp. 86-87, 117~118ページ)。⑤「理性的な同感または同感的な推論」をスミスは展開している (p. 88, 119ページ)。

11) スミスの「尺度」に関する議論は、マルクスの価値形態論、価値尺度論とよく似た展開をしている。とりわけ、宇野弘蔵が発展させた、相対的価値形態に立つ商品の所有者を想定させ／

6) ヒュームは「人性論」では視線の向かう方向を絶えず確認し、時としてその方向転換をもって議論の転換をはかっている。第2篇「情緒（passions）」ではそれが顕著である。ヒュームの視線の扱い方とは異なり、スミスの視線は観察者のそれを中心に、当事者への周囲の眼配りなど共感と絶えず結びついている。

7) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, 1759, ed. by D. D. Raphael & A. L. Macfie, 1976, Oxford U. P., p. 294 (以下, AS, TMS, p. 294 のように引用する。), 水田洋訳『道徳感情論』, 1973, 筑摩書房, 365ページ。ただし引用文は1790年の第6版で追加された文章である。

8) AS, TMS, p. 19, 同上書, 23ページ。

ところで、「観察者」→「公平な観察者」→「公平な事情に精通した観察者」という順次的な観察者の設定は、ある意味では道徳的判断の尺度ないし基準 (standard) を析出している論理的过程とも考えられるが、スミスの意図するものはこれとは少し異なっているように思われる。というのも、初発の「観察者」にあっては観察者は当事者に、その行為の原因・動機 (causes, motives) と行為の結果・目的 (effects, ends) に、一定の関心 (interest) があるだけでよい。しかし「公平な観察者」としての観察者は当事者に、その行為の原因と結果に対応できる限り利害関係 (interests) をもってはならない。そして最終的な「公平で事情に精通した観察者」は、一方で当事者とその行為に対する利害関係をほとんどもってはならず、他方で当事者およびその行為にかかわる「事情に精通」していなければならぬ、という要件なり資格なりが要請されている。

当事者の利害関係からはできる限り離れ、なおかつ当事者の事情に精通する、という要件は形式論理上は矛盾しているようにも見える。スミスは、これに対してはこのような観察者たちを裁判官 (judge) に喻え、順次的に設定される観察者と当事者の関係の場面を法廷 (court) になぞらえている。スミスの用語、想定された裁判官 (supposed judge), 「胸中の法廷」¹²⁾ (court in the breast) がそれを表現している。第一審では (in the first instance), 観察者は「内面の裁判官」¹³⁾ (judge within) であるが、

いた価値形態論および貨幣によって繰返し購買がなされることによって商品価値の大きさが尺度されるという価値尺度論とパラレルな関係があるように思われる。

数量的な特定化をせずに評価する、またその評価の様式 (形態) に注意を集中させる方法がもたらす結果としての類似構造と考えられるが、稿を改めて詳細に検討すべき主題であろう。

12) AS, TMS, p. 168, 前掲訳, 197ページ。

13) AS, TMS, p. 130, 同上書, 248ページ。

一審において人間が「人類の直接の裁判官たらしめられたとはいえ、……彼の判決に対してはさらなる上級裁判所へ、すなわち彼ら自身の良心の裁判所、想定された公平で事情に精通した観察者の裁判所、彼らの行動の偉大な裁判官であり裁決者である胸中の人の裁判所への控訴が成り立つ」¹⁴⁾。上級審での裁判官は「公正な裁判官」、「想定された公正な裁判官 (supposed equitable judge)」¹⁵⁾とも表現されている。

観察者の、相手の感情に深く入り込むほど寛大であったり、相手に注意深い (attentive) 眼差しを注ぐ観察者の注目を浴びる行為の当事者はどのようにそれに対応するであろうか。スミスによれば、当事者は自分の行為が観察者の共感を経ても是認されないならば、自身の感情の表現、自身の行為について「自己規制 (self-command)」したり「自己統御 (self-government)」したりする。この慎慮にもとづく自己規制は「それ自体が大きな徳性であるだけでなく、他のあらゆる徳性が、それから主要な輝きをひきだすように思われる」徳性なのである¹⁶⁾。観察者が公平、公正な性格を帯びるのに相応して、当事者もまた自己規制によって観察者の是認が得られるように振舞う。これらの経過を経て適宜性を見い出すことが可能となる。

以上の過程をスミスが TMS の最終部「道徳哲学の諸体系について」において要約した説明で確認しておこう。

「われわれがなんらかの性格または行為を是認する時、われわれの感ずる感情は4つの源泉からひきだされ (る)。

第1に、われわれは行為者の動機 (motives) に共感する。

第2に、われわれは行為者の行為によって恩恵 (benefit) を受ける人々の感謝

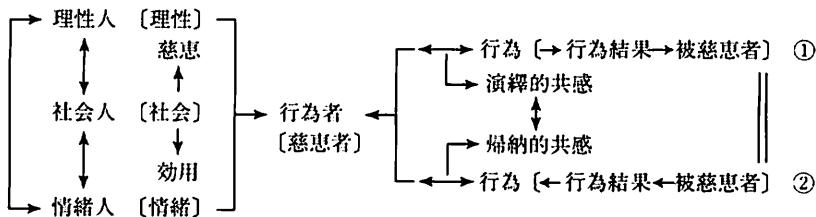
14) AS, TMS, p. 130, 同上書, 248ページ。

15) AS, TMS, p. 157, 同上書, 186ページなど。

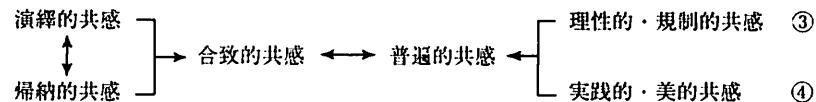
16) AS, TMS, p. 241, 同上書, 476~7ページ。

図1 アダム・スミスの「4つの源泉」

〔I〕 演繹的共感と帰納的共感



〔II〕 普遍的共感



注) →は適宜性の成立関係を示す。→は志向性を示す。①②③④は4源泉。

D. スチュアート（福嶽忠恕訳）『アダム・スミスの生涯と著作』1984、御茶の水書房、「訳者註」(122~123ページ)。原表はラテン語で表記されているので、日本語表記に変更しておいた。しかし、スミスの英語表記と他の2つの表記には微妙な差異がある。

(gratitude)に入り込む〔感謝の情に共感する一引用者〕。

第3に、われわれは行為者の行動がこれら2つの共感が一般に働く場合に準拠する一般的規則にかなっていたことを看取する。

最後に〔第4に〕、われわれが個人または社会のいずれかの幸福を促進する傾向にある行動体系の一部をなすような行為を考える場合、この行為はある美しさを効用(utility)から引出すように思われる。この美しさはよく工夫された機械にわれわれが帰する美しさと似ていないことはない。」¹⁷⁾

ここでのスミスの要約には、本稿で既に言及した部分（第1、第2の源泉）と未だ説明が与えられていない部分（第3、第4の源泉）とが含まれている。ここでは、後者を本節〔I〕に関わる限りにおいて簡潔に説明しておこう。あ

17) AS, TMS, pp. 326-7, 同上書, 414~5ページ。

引用は水田訳に従っているが、大幅に試訳した処も多い。とりわけ、この引用は改行や訳補などほとんど試訳である。

る行為を是認するということは、スミスにあってはその行為の便宜性(propriety)を承認すること、さらにはその承認が道徳的判断であることを意味しているが、そのさい行為の道徳的判断は観察者(spectator)の共感的感情(sympathetic sentiments or feelings)を媒体とする。この感情の源泉を4つに整理・要約したものが前の引用であるが、第1、第2の源泉に比べて、第3、第4の源泉は問題設定の仕方が異なっているように見える。そして、このことはスミス『道徳感情論』研究史上のひとつの係争問題ともなっている¹⁸⁾。第3の源泉についていえば、「共感が一般的に働く場合に準拠する一般的規則(the general rules)」とは18世紀ヨーロッパの普通の表現では理性ということになろう。スミスは感情ではなく理性をも考慮する。この点では「理性は情緒(passions)の奴隸」とするD. ヒュームとは異なった理性の扱い方をして

18) 福嶽忠恕はD. スチュアート『アダム・スミスの生涯と著作』1984、御茶の水書房の訳者註(122~123ページ)において、図1のような説明をしている。しかし説明が簡潔すぎて不明なところもある。

いる。もっとも、スミスが理性を奴隸解放したからといって、理性が主役になったわけではない。理性にもとづいて道徳的判断がなされるのではない。あくまでも、道徳的判断は共感によってなされるのであって、その共感の主役である観察者は行為の便宜性を共感するにさいして、理性（一般的規則）を参照する、あるいは理性に違和感を感じることはない、というのがスミスの考え方である。

第4の源泉については、考察の対象とされている（個人あるいは）「社会の幸福」を促す行動・行為とは何か、またその行為が美しさ（a beauty）を「効用から引出す」とはどういうことか、が解明されなければならない。これらの課題はそれぞれ別稿を必要とする重要な大きな主題である。ここでは、その中からスミスの想定する「社会」とは何を意味するのか、「効用」をスミスはどう位置づけているか、の2つの小さな論点に限定して説明する。

[II] スミスといえば市民社会 (civil society)，市民社会論といえばその原型はアダム・スミスというのが日本でのスミス研究の主流であったし、現在もそうであるといってよいかかもしれない。この研究状況は特殊日本的なものであり、その特殊性の原因はスミスはJ=J. ルソーの、とりわけ『人間不平等起源論』の提出した課題をスミスが独自に展開したことによって『諸国民の富』という経済学が誕生したのだとする内田義彦のスミス解釈¹⁹⁾が教条的に研

19) 内田義彦『経済学の生誕』、初版1953、増補版1962、未来社。このようなルソー→スミス→『諸国民の富』という連繋では、スミス『法学講義（グラスゴー大学講義）』に『諸国民の富』形成史研究の注意が申され、『道徳感情論』は傍系に退けられる傾向がある。

しかし、スミスが『道徳感情論』を自身の代表作と見なし、『諸国民の富』(WN) 出版（初版1776年）後も改定を加え、同上書の最終（第3）版（1784年）の後にTMS 最終（第6）ノ

究の前提とされていることがある、と思われる。

ところが、スミス自身は市民社会にそのような意味を与えていたとは考え難いのである。こと『道徳感情論』においてはそれが顕著である。そこでは、社会は人間の死の恐怖感から人間を保護してくれるもの、政治的・法的・経済的に人間を保護してくれるものと想定されている。この限りで、人間は自身を保護してくれるものとしての社会を、その危機存亡の時には、防衛する本性 (nature) なり性向 (propensity) をもっている。このようなスミスの社会観は、『道徳感情論』第1部「行為の適宜性」第2篇「適宜性と一致するさまざまな情緒 (passions) の程度」の第3～5章に如実に示されている。ここでスミスは、非社会的 (unsocial) な情緒 → 社会的 (social) 情緒 → 利己的 (selfish) 情緒の順序で、考察を進めている。

社会をやや実体化して考えてみて、その社会における情緒に連いでいく。もしそれが共感できるなら、われわれはその情緒をもたらした行為を是認し、適宜なものという判断を下すことになるだろう。これがスミスのいう「社会的」な情緒であろうか。残念ながらそうではない。3つの章からなる一連の議論の中央にある第4章「社会的情緒」はそうではない。むしろそこで想定されている「社会」はわれわれが通常は社会から概念上区別する「家族」的な紐帶で結ばれた愛の共同体に近いものである。

スミスが叙述している順序に連いでいく、この論点に共感できるかどうかを確認してみよ

版を出版したことを考えてみただけでも、TMS はWN 形成史研究の傍系におかれるべきではない。

また、ルソーとの関係については拙稿「アダム・スミスの『現代』」(2)～(5)を参照のこと。スミスとルソーの大きな相違はスミスが社会契約論的方法を採用しなかったことであり、その結果として、「社会」や「市民社会」についての理論的位置づけがルソーとまったく異っており、その内実も異なる、ということである。

う。スミスはまず、非社会的な情緒を取上げる。この情緒は憎悪や怒りや憤慨などの情緒であるが、これらの情緒は「善良な精神の幸福にとつては最も劇しい毒薬である (Hatred and anger are the greatest poison to the happiness of a good mind)」²⁰⁾。「善良な精神の幸福」という表現はスミスが学生（特にオックスフォード大学）時代に耽読したストア学派の影響が残存していることを色濃く示すものだが、それを除いてスミスのいう間接的な遠く隔った（remote）共感を実行すれば、この表現は前の防衛すべき社会（あるいは共同体）指していると思われる。そして非社会的な情緒はそれを破壊するような、それだけでは社会が存立しえないような情緒であるといえるだろう。

ついで、スミスは防衛すべき社会を形成するような傾向をもつ情緒を挙げて、非社会的情緒に対置する。その代表は愛の感情（the sentiment of love）であって、平和と調和、交歓（happy commerce）と利害調停（no opposition of interest）はこのような情緒が働くことの帰結である²¹⁾。

スミスは以上のように対立する両極端をまず設定し、その後にこの設定によって両極端の中間領域を定義する。ここでは最後の章（第5章）「利己的な情緒」がそれに相当する。利己的な情緒とそれが表現している利己的行為は、スミスにとってはそれ自体は非社会的なものでもなく、愛の共同体のように静態的な社会性格をもつものでもない。もちろん、利己的な情緒といえども観察者の共感がなければその行為も是認されないが、その領域は非社会と社会（共同体）の中間として設定されている。

社会をやや実体化して説明してきたが、第3～5章での一連の議論をやや機能的に説明し直せば、両極端はそれぞれ破壊力を振るう情緒・行為と防衛する情緒・行為を示している。それは『諸国民の富』で市場価格の変動の重心として自然価格を定義する手法を想起させる（もっとも厳密に同一の手法とはいえないが）。

このスミスの手法は『道徳感情論』の各所で見出すことが可能である。元来便宜性は適当、いい加減、梅塩の意味であって、数量的に特定化したり、達成の手順をマニュアル化し難いものなのである。それ故にこそ、人間の（観察者の）共感的感情とそれによる是認といった媒介的で迂回的な過程が要請されたのであった。

効用（utility）については紙幅の都合上詳しく述べる余裕がなくなったので、結論的につぎのように言っておくにとどめる。スミスは効用をもって道徳成立の原因とは考えていない。この点、効用の知覚できる対象は徳性（virtue）をもつとする D. ヒュームとは対照的である。とはいっても、スミスによれば利己的情緒・行為を観察すれば、社会の全員は相互援助を必要とし、相互侵害にさらされているが、「社会の効用についての感覚（a sense of society's utility）から」、「さまざまな商人間がそうである」と同様な社会を形成する、ことがわかる。この種の社会は快適さ（したがって効用）²²⁾では劣るが、相互援助を保障する制度としての社会にはそれ自身の効用がある。このようにスミスの効用は「うまく工夫された機械」としての社会のもつ効用であっていわゆる効用主義の効用ではない。

20) AS, TMS, p. 37, 水田訳, 52ページ。

21) AS, TMS, p. 40, 同上書, 56ページ。

22) AS, TMS, pp. 85-86, 同上書, 134ページ。